

2015年9月目標

DC2級 短期合格の秘訣

TAC

DC2級 短期合格の秘訣

DCプランナー2級試験は、年金制度や投資商品、ライフプランニングなど出題分野が多岐にわたり、さらに合格点が70点以上と規定されており、合格するためには各論点を正確に理解することが求められます。当セミナーでは、最近の試験傾向を分析し、1回の受験で合格するための効率的な学習方法をお話します。

1 試験概要 ～試験について知る～

■受験資格:誰でも受験可（受験資格の制限はありません）。

■試験レベル

確定拠出年金やその他の年金制度全般に関する基本的な事項を理解し、金融商品や投資等に関する一般的な知識を有し、確定拠出年金の加入者・受給者、確定拠出年金制度を実施する企業の福利厚生担当者などに対して説明できるレベル（具体的には、導入予定企業において、社員教育ができるレベル）。

■日程

本試験：平成27年9月13日（日） 10:00～12:30

合格発表：平成27年10月27日（火）予定

■出題形式・内容

◇出題形式：四択一式

- ・A分野：わが国の年金制度・退職給付制度
- ・B分野：確定拠出年金制度
- ・C分野：投資に関する知識
- ・D分野：ライフプランニングとリタイアメントプランニング

◇出題数：45問程度（基礎編30問程度、応用編15問程度）

- ・A分野 基礎：9問程度、応用：3問（6問）程度
- ・B分野 基礎：9問程度、応用：6問（3問）程度
- ・C分野 基礎：8問程度、応用：3問程度
- ・D分野 基礎：4問程度、応用：5問程度

■配点（基礎編：60点、応用編：40点） ※参考:平成26年9月試験

基礎編：A分野18点・B分野18点・C分野16点・D分野 8点

応用編： B分野17点・C分野 8点・D分野15点

■合格基準

100点満点で70%以上

■受験者データ

回（施行年月日）	受験者数	合格者数	合格率（%）
第18回	1,959	1,010	51.6%
第19回	1,775	1,011	57.0%
第20回	1,656	1,038	62.7%

2 出題範囲 ～学習内容の全体像を把握する～

A. わが国の年金制度・退職給付制度

出題の内容と狙い	出題項目
1. 公的年金制度	
確定拠出年金制度は、私的年金制度における新たな選択肢として、公的年金を補完する役割を担います。 その公的年金は、急速に少子高齢化が進むなか、年金支給開始年齢や支給額の見直しなど、様々な改正が行われています。 したがって、確定拠出年金制度の役割を理解するうえで、わが国の年金制度の骨格を形成する公的年金制度の現状（体系、各公的年金の仕組み）と課題を理解することが求められます。	・公的年金制度の概要 ・国民年金の仕組み ・厚生年金保険の仕組み ・共済年金の仕組み ・公的年金制度の改革動向
2. 私的年金制度	
税制適格退職年金制度・厚生年金基金制度に代表される企業年金や個人年金などの私的年金制度は、現在、公的年金制度を補完する重要な役割を担っており、今後も引続き同様の役割を担っていくことが期待されています。 また、税制適格退職年金制度や厚生年金基金制度は、退職一時金とともに一定の条件の下、確定拠出年金制度へ移行することができます。 したがって、各私的年金制度の仕組みや特徴、そして現在抱えている制度上の課題と解決の方向性を十分理解し、確定拠出年金制度と比較しうる知識が求められます。	・私的年金制度の概要 ・企業年金と退職金制度 ・国民年金基金の仕組み ・厚生年金基金の仕組み ・中小企業退職金共済制度 ・特定退職金共済制度 ・財形年金制度 ・各種個人年金とその仕組み
3. 新しい私的年金制度	
わが国の確定拠出年金制度は、厚生年金基金や国民年金基金等とともに、私的年金制度における新たな選択肢として公的年金を補完する役割を担います。このため、現状の公的年金・私的年金との関係を整理・対比し、さらにその導入に至った背景を理解することが求められます。 また、わが国の確定拠出年金制度は、日本版401(k)ともいわれるように米国の確定拠出年金制度を参考にしていますが、制度内容の異なる部分も少なくありません。したがって、米国の制度とわが国の制度とを比較しうる知識も必要です。 なお、新たに導入された確定給付企業年金法に基づく制度およびハイブリッド型年金制度についても、企業にとっての選択肢の一つという観点から、その概要を踏まえておく必要があります。	・確定拠出年金制度導入の背景 ・確定拠出年金制度の位置付け ・米国確定拠出型年金の概要とわが国制度との比較 ・確定給付企業年金法に基づく制度 ・ハイブリッド型年金制度

B. 確定拠出年金制度

出題の内容と狙い	出題項目
1・確定拠出年金制度の仕組み	
確定拠出年金制度について、加入者や企業の担当者に対し、正しく分かりやすく説明するためには、本制度の概要や仕組みの十分な理解が何よりも求められます。 企業型年金、個人型年金ともに、制度発足・加入時から加入者が給付を受けるまでの手続き、制度運営に関わる各機関の役割、税制上の措置など、幅広く基礎的な知識が必要とされます。 また、本制度の加入者や企業型年金を実施する企業のメリット・デメリットを理解し、的確に説明しうる知識も求められます。	・確定拠出年金制度の概要 ・企業型年金の仕組み - 企業、運営管理機関 - 運用商品提供機関の役割、資産管理機関 ・個人型年金の仕組み - 国民年金基金連合会、企業、運営管理機関 - 事務委託先金融機関の役割 ・加入対象者 ・掛金と拠出限度額 ・運用 ・受給権と給付 ・離・転職時の取扱い ・税制上の措置 ・確定拠出年金規約 ・加入者のメリット・デメリット ・企業のメリット・デメリット ・既存の退職給付制度からの移行
2. コンプライアンス	
確定拠出年金制度は、個人または事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用し、高齢期においてその運用結果に基づいた給付を受ける仕組みになっています。個人の自己責任を求める点、また加入者の受給権保護の観点等から、制度運営関係者に行為基準を定める等の措置が講じられています。 したがって、制度運営関係者の行為基準や運用商品提供機関の法令に基づく留意点等を、従来の年金制度における受託者責任の考え方および関係法令、ならびに米国の法令等も踏まえ、理解することが求められます。	・事業主の責務と行為基準 ・運営管理機関・資産管理機関の行為基準 ・投資情報提供・運用商品説明上の留意点 ・受託者責任とは ・エリサ法とブルーデントマン・ルール

C. 投資に関する知識

出題の内容と狙い	出題項目
1. 投資の基本	
わが国の個人金融資産残高をみると、貯蓄の構成比が非常に高い状況にあります。運用実績に応じた年金給付となる確定拠出年金制度では加入者に自己責任に基づく投資判断が求められることになるため、貯蓄とは異なる投資の考え方を学び、理解することが不可欠となります。そのため、投資理論の中で使用されるリスクの意味、リスク・リターンを正しく理解し、加入者等に適切にわかりやすく説明することが求められます。 また、確定拠出年金は老後資金の一部を構成するため、一般にその運用は長期にわたります。投資における時間的な概念を把握し、インフレの影響や複利効果、さらには分散投資効果の理解が求められます。	・リスクの定義と計算 ・リターンの計算 ・リスクとリターンの関係 ・貨幣の時間価値（現在価値と将来価値） ・終価と現価の考え方 ・分散投資の目的と効果 ・ドルコスト平均法
2. 運用商品の理解	
加入者が運用商品を選択する確定拠出年金制度では、各運用商品提供機関がどのような運用商品を提供するのか、また各運用商品の特性は何かを理解することが非常に重要となります。 とくに、確定拠出年金において代表的な運用商品である投資信託については、さまざまな種類がありますので、その仕組みや特徴などについて十分に理解することが必要です。	・預貯金の特性と留意点 ・債券投資の特性と留意点 ・株式投資の特性と留意点 ・投資信託の特性と留意点 ・保険商品の特性と留意点 ・外貨建商品の特性と留意点
3. アセットアロケーションの考え方	
分散投資の効果に基づいて投資判断を行うためには、加入者が自分自身のリスク許容度を知り、それを明確に意識することも重要になります。加入者それぞれのライフステージは異なっており、またリスクに対する考え方も異なるからです。結果として、それらの違いは運用方針の決定を通して、運用商品の組合せに反映されることとなるので、アセットアロケーションの正しい理解が求められます。	・相関係数 ・リスク許容度 ・運用方針の決定 ・アセットアロケーションとは ・有効フロンティアの考え方
4. 投資判断のための評価指標	
加入者が運用商品を選択するうえで、投資に関する的確な情報を入手することが重要です。そのため、投資判断の参考となる投資指標・投資分析情報の種類、入手方法を把握することが求められます。さらに代表的なベンチマークや個別銘柄の価格指標、企業格付機関とその評価方法、投資信託の評価機関とその評価方法なども正確に理解する必要があります。 また、加入者がこれらの指標を理解し、運用商品を選択したり乗り換えたりする場合など、実際の投資にあたって活用できるよう、情報を提供する能力も求められます。	・投資指標・投資分析情報 ・ベンチマーク ・格付け ・投信評価 ・パフォーマンス評価

D. ライフプランニングとリタイアメントプランニング

出題の内容と狙い	出題項目
1・ライフプランニングの基本的な考え方	
確定拠出年金では加入者が自身の判断で運用を行わなければなりません。加入者が自ら運用判断や目標額の設定を行うためには、ライフプランを策定し、アセットアロケーションや拠出額を決定するようアドバイスすることも求められます。 加入者に適切なアドバイスを行うには、ライフプランの手順、実際の立て方を習得し、キャッシュフロー表の作成・分析を通して、キャッシュフロー・マネジメントと資産積立プランについて理解することが求められます。	・ライフプランニングに必要な知識 ・ライフプランの立て方 ・キャッシュフロー表の作成法 ・キャッシュフロー・マネジメントと資産積立プラン
2. リタイアメントプランニングと確定拠出年金	
老後の生活設計を行うリタイアメントプランニングは、ライフプランの一部を構成すると考えられますが、確定拠出年金の導入により、リタイアメントプランを支える資金準備の選択肢が広がることになります。 リタイアメントプランの基礎をなす公的年金を確定拠出年金でいかに補完するか、長期運用の視点からのアセットアロケーションのあり方、また退職時や年金受給時における税制上の取扱いなど、退職後の生活を設計し実現するための総合的なプランニング能力が要求されます。	・ライフプランとリタイアメントプランの関係 ・リタイアメントプランの作成 ・公的年金の受給額計算 ・退職一時金・年金に係る税金 ・リタイアメントプランニングにおけるアセットアロケーション ・リタイアメントプランニングと確定拠出年金

3

(1) 最近の傾向

(2) 对策

〈TAC教材の効果的な利用方法〉

- 必ず書き込みましょう

4分野の難易度はそれぞれ異なります。まず、目標を立てましょう。

※表中の難易度、出題数、標準的な目標は、基礎編・応用編を合計した目安です。

4 本試験出題例 ～試験問題のイメージをつかむ～

A 老齢基礎年金

《問》国民年金の被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 第1号被保険者が、第2号被保険者または第3号被保険者に該当することなく60歳の誕生日を迎えた場合は、60歳の誕生日当日に第1号被保険者の資格を喪失する。
- 2) 第2号被保険者が第1号被保険者に該当することになった場合は、原則として10日以内に、住所地の市町村長（特別区の区長を含む）に種別変更に関する届出をしなければならない。
- 3) 第2号被保険者の配偶者であって第2号被保険者が加入する健康保険の被扶養者と認定された20歳以上65歳未満の者は、すべて第3号被保険者となる。
- 4) 日本国内に住所を有し、被用者年金制度の老齢年金の受給権を有していない昭和40年4月1日以前生まれの者が65歳以上70歳未満の者が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないときは、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまでの期間について国民年金に任意加入することができる。

(解答) 4

B 確定拠出年金制度

《問》確定拠出年金における離転職時の取扱に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 企業型年金の加入者であった者が結婚退職して国民年金の第3号被保険者となった場合、支給の請求をしなくても自動的に脱退一時金の支給を受けることができる
- 2) 企業型年金の加入者であった者が、公務員となり、個人型年金の運用指図者になることを申し出た場合、その者の個人別管理資産は企業型年金から国民年金基金連合会に移換されることになる。
- 3) 国民年金の第2号被保険者である個人型年金の加入者は、離職等により収入がなくなった場合、個人型年金の運用指図者となるか個人型年金の加入者を継続するかを選択することができる。
- 4) 企業型年金で障害給付金の受給権を有する加入者は、会社を退職した場合でも、企業型年金から個人別管理資産を移換しないことができる。

(解答) 1

C 投資信託のパフォーマンス評価

《問》アセットアロケーションに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 一般に、アセットアロケーションが運用パフォーマンスに与える影響は、全体の運用パフォーマンスの1割程度である。
- 2) アセットアロケーションとは、運用資金を株式、債券、短期金融商品など、どの資産クラスにどの程度の割合で資産を配分するかに関する決定を行うことである。
- 3) アセットアロケーションを決める際には、外貨建ての金融商品はリスクが大きいため考慮すべきではない。
- 4) 最適なアセットアロケーションは、投資家の年齢と保有資産の2つの要素のみによって決定される。

(解答) 2

D ライフプランニングとリタイアメントプランニング

《問》退職金に係る税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 退職一時金を受け取った際、退職時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出したときには、退職所得に係る所得税は源泉徴収による納付で課税関係が終了するため、確定申告する必要はない。
- 2) 退職所得とは、一般の退職金のほか、厚生年金基金や確定給付企業年金などの企業年金制度において退職に基因して受け取る一時金も退職所得とみなされる。
- 3) 課税対象となる退職所得の金額は、収入金額から退職所得控除額を差し引いた金額である。
- 4) 障害者になったことに直接起因して退職した場合、退職所得控除額は100万円加算される

(解答) 3